

## 健診結果に関する質問票兼提供同意書

事業所名 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

様 \_\_\_\_\_

保険証記載の記号 \_\_\_\_\_

番 号 \_\_\_\_\_

問診項目は記録用紙に記載がない場合が多いため、直近の健診の次の全ての項目について、  
 該当の箇所に  ( ) 内にご記入ください。

既往歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( )
服薬歴	<input type="checkbox"/> 血圧を下げる薬
	<input type="checkbox"/> コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
	<input type="checkbox"/> 血糖を下げる薬
	<input type="checkbox"/> 上記3種類の薬の服薬なし
喫煙歴	<input type="checkbox"/> 現在吸っていない
	<input type="checkbox"/> 習慣的に吸っている
自覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( )
他覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( )
腹囲	( ) cm

～必ず裏面をご覧ください～

事業主様 私は定期健康診断の結果(特定健康診査項目以外を含む)を、全国健康保険協会長野支部へ提供することに同意します。	氏名 _____ _____年 _____月 _____日 ④
--	---------------------------------------

※本人自署の場合は押印不要

## 【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 27 条において、保険者(協会けんぽ)は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではありませんが、その健診結果に、特定健康診査(以下「特定健診」といいます)項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人の同意が必要となります。

特定健診項目以外の健診結果は協会けんぽにおいて利用しませんが、事業主様からご提供いただく際に健診項目ごとに抽出・削除するのは実務的に困難であることも多いため、その場合、以下についてお願いいたします。

## 【事業主様へ】

定期健診結果をご提供の際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意(表面下部への署名)を得ていただきますようお願いいたします。

## 【健診受診者(従業員)様へ】

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果が含まれている定期健診結果の写しを提供することに同意していただける場合は、表面下部にご署名をお願いいたします。

※特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健診結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

「>> 提出にあたっての確認事項(ご提供をお願いする項目)>>

① ② がすべてそろった状態でご提供をお願いいたします。

① 表面の以下について記入があるか確認してください。

- ・事業所名 ・お名前(カナ) ・被保険者証の記号、番号 ・既往歴
- ・服薬情報(血圧、血糖、脂質) ・喫煙歴 ・自覚症状 ・他覚症状 ・腹囲 ・氏名、押印

② 健診結果に以下の記載があるか確認してください

- ・ 健診機関名 ・ 受診年月日(R4年4月～R5年3月実施分) ・ 生年月日 ・ 性別
- ・ 身長 ・ 体重 ・ BMI ・ 血圧 ・ 中性脂肪(TG、トリグリセライド) ・ HDL コレステロール
- ・ LDL コレステロール ・ GOT (AST) ・ GPT (ALT) ・  $\gamma$ -GTP ( $\gamma$ -GT)
- ・ 空腹時血糖(またはヘモグロビンA1c(HbA1c)、または随時血糖(食直後3.5時間未満を除く))
- ・ 尿糖 ・ 尿蛋白 ・ 医師の診断(判定) ・ 健診を実施した医師の氏名

下線 のついた項目について不足している場合は、ご確認のうえ追記をお願いいたします。

## 【ご参考】高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)～抜粋～

第27条第3項 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定めるものを提供するよう求めることができる。

第27条第4項 前3項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第125条第1項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。